

令和4年 第5回

武蔵野市教育委員会定例会

令和4年5月11日

於 412会議室

武蔵野市教育委員会

令和4年第5回武蔵野市教育委員会定例会

○令和4年5月11日（水曜日）

○出席委員（4名）

教育長	竹内道則	委員	渡邊一衛
委員	清水健一	委員	井口大也

○欠席委員

教育長職務代理者 高橋和

○事務局出席者

教育部長	樋爪泰平	教育企画課長	牛込秀明
教育企画課 学校施設 担当課長	西館知宏	指導課長	村松良臣
統括指導主事	高丸一哉	教育支援課長	祐成将晴
教育支援課 教育相談支援 担当課長	勝又玲子	生涯学習 スポーツ課長 (兼武蔵野ふ るさと歴史館 担当課長)	長坂征
生涯学習 スポーツ推進 担当課長	茂木孝雄	図書館長	目澤弘康

○日 程

1. 開会の辞
2. 事務局報告
3. 請 受

請受第1号 住民投票条例案を巡る議論にかかる副教材の作成と社会科公民的分野などの授業における活用について

4. 議 案 なし
5. 協議事項 なし

6. 報告事項

- (1) 武蔵野市立小学校教育管理職の人事について
- (2) 武蔵野市社会教育委員の委嘱の専決処分について
- (3) 武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱の一部改正について
- (4) 武蔵野市スポーツ推進委員選考に関する要綱の一部改正について
- (5) 武蔵野市立武蔵野総合体育館における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部改正について
- (6) 令和3年度学習者用コンピュータ活用事業のまとめについて
- (7) 令和4年度武蔵野市立学校児童・生徒数及び学級数（速報値）
- (8) 社会教育委員の会議「協議報告書（令和2～3年度）」について
- (9) 武蔵野ふるさと歴史館企画展「武蔵野の異界」について

7. その他

◎開会の辞

○竹内教育長 ただいまから令和4年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

本日、高橋委員から欠席届が提出されておりますが、教育長及び教育委員の過半数は出席をしていますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づき会議は成立しますので、開会をいたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において、渡邊委員、井口委員、私、竹内、以上3名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

これより議事に入ります。

◎事務局報告

○竹内教育長 事務局報告に入ります。

教育部長から報告をお願いします。

○樋爪教育部長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の状況等について報告させていただきます。

令和4年度が始まり、約1か月が過ぎました。各学校におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策防止を行いながら、教育活動を進めているところでございます。子どもたちは、進学、進級の緊張感が少し和らぎ、新しい校内体制で落ち着いた教育活動をスタートさせていると伺っております。

市立小・中学校で判明した新型コロナウイルス感染症検査の4月中の陽性反応者、こちらは全部で85人でございます。内訳は、小学校が69人、中学校が16人、学級閉鎖をしたのは2学級という状況でございます。

5月の連休明けを中心に、新しい環境にうまく適応できない児童・生徒が出てくる時

期でもございます。本市の独自の取組として、今年度も連休明けに休みがちであった不登校傾向の児童・生徒の状況について調査を行い、早期の対応を行ってまいります。

次に、今年度の研究指定校関係でございますが、教育課題研究開発校として新たに第三小学校と関前南小学校の2校について、国語科における見方、考え方をテーマに2年間の指定を行いました。

また、教育研究奨励校は、継続研究となる井之頭小学校1校の指定となります。情報教育をテーマに、学習者用コンピュータの活用を通じた情報活用能力の育成について、授業実践を通して研究を深めていきます。

加えて第二小学校、第五小学校、第一中学校の3校を自信と意欲を高める教育に関する調査研究協力校として指定をいたしました。本取組では、各校の特色ある教育活動を推進する中で、児童・生徒の自信と意欲がどのように高まっているか、東京都自尊感情測定尺度を用いて、年度始めと年度末に調査を行う予定でございます。調査の際は、学習者用コンピュータのGoogleフォーム機能を活用し、児童・生徒の解答の簡便さと回答集約に関する教員の業務軽減についても確認してまいります。

次に、5月下旬から始まります春の運動会やセカンドスクールについてでございます。運動会につきましては、5月21日に第一小、第三小、本宿小、千川小、5月28日に第五小、関前南小、第一中、第四中、6月4日に第三中、第六中、6月11日に第五中学校が予定をされております。このほか小学校6校と中学校1校は、秋に実施を予定されております。

セカンドスクールにつきましては、5月に第四小、第二中、9月に小学校11校、中学校の5校が予定をされております。

プレセカンドスクールにつきましては、6月に第三小、大野田小、9月に第一小、第四小、第五小、境南小、関前南小、桜野小、10月に第二小、本宿小、千川小、井之頭小が予定をされております。

このほか小学校の日光移動教室については6月から、中学校の修学旅行は5月から順次実施する予定でございます。いずれの取組も、新型コロナウイルス感染症への対策について、宿泊先の旅館やバス会社、現地の観光協会等と連携をして準備を進めております。

最後に、開かれた学校づくり協議会委員委嘱式と地域コーディネーターの委嘱式については、共に5月31日に開催をする予定でございます。

以上で、事務局報告を終わります。

- 竹内教育長 ただいまの報告に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

◎請受第1号 住民投票条例案を巡る議論にかかる副教材の作成と社会科公民的分野
などの授業における活用について

- 竹内教育長 それでは、次に請願に入ります。

請受第1号 住民投票条例案を巡る議論にかかる副教材の作成と社会科公民的分野などの授業における活用についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。教育企画課長。

- 牛込教育企画課長 請願の内容につきましては、お手元に配付をしております請願の表のとおりでございます。

また、本日は請願者の方がお見えになっております。武蔵野市教育委員会規則会議規則第29条に基づき、意見陳述を希望されております。

説明については、以上でございます。

- 竹内教育長 請願者から意見陳述の申出がありますので、陳述をお願いしたいと思います。請願者の方、所定の席で5分程度で陳述をお願いいたします。

- 請願陳述者 ご紹介いただきました高嶋でございます。今日はこういう機会をいただきまして、ありがとうございます。着席して話させていただきます。

私はこの4月に80歳になった者なのですが、まだいろいろと教育関係のことについて気になることがあります。そして今回もこういうところでちょっと意見を述べさせていただきます。ということにしました。

私は杉並区在住で、武蔵野市に近い松庵町に住んでおりますので、もう子どもの頃から実はこの辺りは駆け回った場所です。そして実は、宮前中学校の社会科の先生が大変若く熱心な方がそろっていらっやあって、日本国憲法で日本の社会は変わったんだということを3年間もう徹底して教えてくださったんです。そして同時に地域からいろいろ勉強しなさいということで、3年間、多摩川の最上流の雲取山から羽田の河口までフィールドワークをしようということで、毎月1回は日曜日1日中歩いて見て回るという体験させられました。そしてこの五日市街道沿いのところも、杉並の馬橋から五日市まで自転車を使ったり歩いたりして見て歩くという体験を繰り返して、私は地理と歴史を勉強

する気持ちが強まって、社会科の教員になりました。30年間筑波大附属高校で地理、歴史、現代社会を担当した後、琉球大学に移って社会科の教員養成の仕事をしてきました。

そして、沖縄で学んだことは、この5月15日が復帰50年になりますが、復帰までアメリカの軍政下で憲法が適用されていなかった。無権利状態だった。その無権利状態を何とかしたいということで、復帰のために沖縄の人は声を上げて、日米両政府を動かして、ついに復帰を実現した。憲法を獲得したという意味があったんだということを沖縄の方から学んで、私はどれだけ社会科教育で憲法のことを説明してきたかなということを振り返りつつ、沖縄でもそのことを強調してきました。最近のこの日本国内の様々な議論を見ている中で、憲法が議論になってきているのはいいことだなと思いつつ、このお隣の武蔵野市で住民投票条例の議論が結局議論が不十分ということで仕切り直しということになったという様子を報道などで知りました。その議論が不十分というのが武蔵野市でなぜという気持ちを持ったものですから、いろいろ報道の中身を調べてみましたら、市民の間であまりそのことについて声を上げて議論をするという環境がもう一つ整っていなかったのではないかなという気がしました。

そして、特にその議論にこれからの社会を担う若者があまり参加していないというところから、これは社会科教育で、実は民主主義の基本、基本的人権の基本は、声を上げることで諸権利を欧米諸国は獲得してきたということを思い起こしました。それが憲法で言うと16条の請願権の保障となっているところを実は学校教育でもあまり教えていないと。こちらの教育委員会で採択している中学校の公民教科書でも、きちんとそこを詳しくは紹介をしていない。ほかの教科書も同じです。何しろ憲法学者は、16条は、出だしが「何人も」と書いてありますから、国民に限らず在住外国人全てに保障された請願、声を上げる権利だということになっているところを、憲法学者の憲法逐条講義の本を見ますと、国民の権利という書き方が大半なのです。ですから、もうそのあたりからもう一度この16条を見直す。その議論を大人社会がやりながら、選挙権を得る高校生の前に、小・中学生の段階から、小・中学生でも住所と名前が書ければ請願は出せるんだよと。大人社会に声を上げれば、大人社会は応えてくれる社会だよということを実感してもらえる教育が全国で行われたら違うのではないか。

武蔵野市でもそれが行われていたら、今回の議論不足という状況も変わったのではないかなという気がしましたので、これはいきなり全国にという前に、まずそれぞれの具体例で必要性が浮かんできたところから改善していただくということが必要ではないか

など。そういう議論をできる要素を武蔵野市は以前から実は持っていらっしやるということをしていろいろなこちらの地域の方たちの活動を見て感じていましたので、これは一度教育委員会にそういう議論を試みる、まず請願権ってどういうものかということについてまず皆さん確認し合うというところから、小・中学生向けの教育をこちらが担当だと思いますので、そういう資料作りとか教材研究を現場の教員の方たちがしやすい環境をつくっていただけたらということを考えて、このような請願を出しました。

概略は以上です。

○竹内教育長 ありがとうございます。

教育委員から請願者に対して質問はございますか。

よろしいですか。

それでは、請願者による意見陳述と質疑を終了いたします。請願者の方、ありがとうございました。元の席にお戻りください。

それでは、審議に入ります。

質問、ご意見がございましたらお願いします。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 今お話しいただいたように、この請願書にあるとおり、主権者教育というのはとても重要だと思っております。改めて私も今回この主権者教育という言葉、こちらの内容について、もう一度調べ直して、学び直す機会になりました。

一方、事務局にお伺いいたしますが、武蔵野市の中で18歳、19歳の投票率の現状はどのようなになっていますでしょうか。

○竹内教育長 教育企画課長。

○牛込教育企画課長 武蔵野市民の10代の投票率についてですが、直近のデータで、令和元年度の参議院議員選挙については、東京都全体では10代の投票率42%であるのに対し、武蔵野市は52%、そして令和3年度の衆議院議員選挙においては、東京都の10代投票率は49%であるのに対し、武蔵野市は54%ということで、東京都全体の平均より1割から2割ほど武蔵野市の投票率は高くなっております。

○竹内教育長 よろしいですか。

○井口委員 はい。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 市内の小・中学校の公開授業にはできるだけ足を運ぶようにしています。見

ている授業の中には、主権者教育に関わる授業、こういったものも多くはないんですけれども、見ることができます。ずっと今まで見てきた授業の流れの中で、ちょっと前までの主権者教育というと、税務署や選挙管理委員会の方々、あるいは市内在住の弁護士を講師として、それぞれの立場で主権者としての権利や義務などについてお話を伺うという授業が多かったように思います。児童・生徒はどういうふうにもその授業に関わっていくかということ、お話を伺った後で質問し、それに答えていただくというような形だったんです。

最近の主権者教育に関わる授業を見ている中でちょっと変わってきたなと思うのは、お話を伺うことは大体同じなんでしょうけれども、そのお話を伺った後、先生が中心となって授業後に児童・生徒が話し合いをします。例えば、主権者としての役割であるとか権利であるとか義務であるとか、それについて自分は将来どうするかとか、そういったことを話し合う、そういう授業が少しずつ増えているのかなという気がしております。

事務局にお伺いしたいんですけれども、今小・中学校で行われている主権者教育の授業、これは今私が見たのというのはその一端だろうと思うんですけれども、全体像について、どんな形で進められているのかということをお話しいただければと思います。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 市立だけではなく小・中学校の主権者教育の現状というところでございますけれども、小学校におきましては令和2年度から、中学校につきましては昨年度、令和3年度から全面実施となった現行の学習指導要領で、教科等横断的な視点に立った資質・能力を育成することが示されています。その一つに、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力があります。この資質・能力の一つに主権者として求められる力がありまして、これを教科等横断的に主権者教育を行うことで培っていくということが示されています。

例を挙げていきますと、小学校社会科においては、今回の改訂で先ほどの選挙権にも絡むところがございますけれども、第3学年から小学校社会科を学ぶところから、市役所の働きなど政治の働きに関する内容、また税の役割等を含めて、それが4年生、5年生、6年生、中学校と系統的に位置付けられております。また、その前段階の生活科においても、集団や社会の一員として、自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができることや、自分と身近な人々や地域の様子や場所、公共物などとの関わりに関心をもって地域の良さに気づき、愛着をもつ学習が行われています。さらに、家

庭科や道徳科、特別活動においても、主権者として求められる力を養う内容が示されております。各校においては、先ほど委員からご発言ありましたように、様々なゲストティーチャーとして税務署の方や専門家を招いて、それに基づいて話し合うだけではなく、教科の中の内容として位置付けながら育てていくということが行われており、主権者教育が推進されております。

また、本市では市民性を高める教育を従前より推進しております。この取組を充実、発展させて、この現行の学習指導要領の実施に合わせ、令和3年度から教科等横断的な取組として、武蔵野市民科を各学校の教育課程に位置付けて市民性の育成を行っています。武蔵野市民として、学校、地域、社会の中から課題などを見付け、解決しようと取り組むことを通して、自他共に幸福な人生の創り手となるために必要な自立、協働、社会参画に関する資質・能力を育てることを目標にしています。

武蔵野市民科は、地域理解を深める学習にとどまらず、生活圏である学校や地域、さらには社会的な課題など幅広くなります。自己を見つめ直し、身の回りや地域、社会に関わる中で、いかに自分らしさを発揮して課題解決などに主体的に関わっていくかを考える学習を各校取り組んでいただいているところです。これらの取組が、市内各校主権者教育として推進されている状況でございます。

以上です。

○竹内教育長 清水委員、いいですか。清水委員、どうぞ。

○清水委員 今、お話を伺って、武蔵野市が今取り組んでいる主権者教育の取組としての大枠が分かりました。非常に広範囲に主権者教育が行われているというのが分かったんですけども、それを系統的にきちんと子どもたちに培っていく力を意識した主権者教育としてのまとめみたいなものですか、そういったものというのが非常に大事だろうなというふうに今お話を聞いていて思いました。

武蔵野市は、2020年から武蔵野市民科が始まったわけですけども、これの成果は多分これから出てくるだろうなと思うんですけども、これがかなり大きな部分を占めているなど。これを授業改善を図りながら、児童・生徒に市民性を高める教育をさらに充実していく必要があるなということを今お話を聞いて思いました。

以上です。

○竹内教育長 ほかはいかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 高嶋様から主権者教育に関するご意見いただきました。私もそれに非常に賛同している部分があるわけですが、趣旨として、副教材としての主権者教育の作成ですか。それを授業で活用して欲しい、そういう趣旨だと思うわけです。特に題材として、ちょうど話題となった住民投票条例案ですか、それに関することを題材にしてというところが入っておりますけれども、その肝腎の住民投票条例案の今の状況、その辺はどのようになっているかご報告いただけるとありがたいと思います。

○竹内教育長 教育企画課長。

○牛込教育企画課長 住民投票条例案につきましては、令和3年12月21日の市議会で否決をされております。そして、これまでの経過につきましては、市のホームページでも公開されておるんですが、ホームページにおいて今後の方向性については、現時点では未定という記載がされているところでございます。

以上です。

○竹内教育長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 それを題材にしてというのは、なかなかまだ今はすぐにはできそうもないということよろしいんですか。ただそのような趣旨がございますので、その辺を酌ませていただくという方向では検討しているのかなと思います。ありがとうございました。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 私からは、請願を出された方は、杉並区にお住まいになっておられるというお話でしたけれども、武蔵野市の議論にまずは関心を持っていただいて、市民としてもとても感謝しているところでございます。

また、政治的にいろいろな立場から意見があること自体は、それは民主的な社会では当然あってしかるべきなのかなと私も考えているところです。ただ、教育委員会自体は中立性が求められるというところで、政治的な案件の取扱いについては、慎重さが求められると考えているところです。

以上です。

○竹内教育長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 先ほど住民投票条例の話をついたわけですが、もう一つの課題として、

副教材の作成ですか。それに関して教育委員会がどのように関与しているかのあたりをご説明いただきたいと思います。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 授業においては教科書を使うということが示されておりますので、教科書以外に使用する図書、そのほかの教材、このことを副教材として指すと認識しております。

教育委員会の関与というところでございますけれども、武蔵野市立学校の管理運営に関する規則第19条にも、学校が有益適切と認められる教科書以外の図書その他の教材を使用し、教育内容の充実に努めるものとする示しています。この教材の選定は、同じく規則の第20条に、学校が教材を使用する場合、内容が正確中正であること、学習の進度に即応していること、あと表現が正確適切であることの要件を備えて、学校が選定するものとしています。このことから副教材を使用する際には、学校が選定を行うべきものというふうに捉えています。

さらに教育委員会としての関与の在り方についてですけれども、その次の21条、規則の21条の2番目に、校長は、学年または学級全員もしくは特定の集団全員の教材として副読本や解説書その他の参考書、学習の過程、また休業中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳の類似のものを継続して使用する場合は、委員会に届けなければならないとしています。選定は学校が行いますが、使用する際には教育委員会に届け出ることとしている、このような形になっております。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○竹内教育長 渡邊委員、よろしいですか。

ほかには。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 今のお話で、副教材を採用するに当たって、教育委員会との関わり、これは大体分かりました。

あとは、教育課程の編成ですよね。各小・中学校が次年度に向けて教育課程を編成していくわけですけれども、校長の責任の下で各学校が行っていくということですよ。教育委員会の役割としては、編成された教育課程について確認をし、最終的には受理をするというわけですけれども、そういったことで学校の主体性というものが大事であると思いました。

現在、武蔵野市で作成している副教材が2つあると思うんです。1つは「わたしたちの武蔵野市」、もう一つは「武蔵野市のいま・むかし」ということなんですけれども、今、副教材は、この2冊以外にもありましたか。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 この2冊以外はございません。

○清水委員 いいですか、続けて。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 この2冊が今小学校全校で使われていると思うんですけれども、これが作成されるに至った経緯について説明をしていただけますか。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 本市教育委員会で作成した教材、副教材として、先ほど委員ご指摘のとおり、「わたしたちの武蔵野市」、「武蔵野市のいま・むかし」があります。

「わたしたちの武蔵野市」についてでございますけれども、これは小学校第3学年の社会科で使用されている副読本、副教材でございます。これは小学校第3学年の社会科は、学習対象が自分たちの住んでいる市区町村となります。ただ、本市で採用している教科書につきましては、武蔵野市が取り上げられておらず、全国の区市が取り上げられております。各校が独自に武蔵野市の教材を作成して指導していくというのはかなり難しいことから、これは小学校長会から市として共通の教材を作成してほしいという要望がございまして、市内の小学校の教員を作成委員として参加いただいて作成したものでございます。

もう一つの「武蔵野市のいま・むかし」でございますけれども、現在は武蔵野市民科が行われておりますけれども、その以前の市民性を高める教育を推進していくという中で、市の理解を深める資料としては、図書館が作成した「子ども武蔵野市史」があったわけですが、本でございますので、教材として、子どもたちの授業で扱うのはなかなか難しいということがございました。この「子ども武蔵野市史」をよりビジュアルに分かりやすく、また教科等横断的に様々な教科でも使えるようにした資料を市として作成してほしいという、これも校長会からご要望がございまして、「わたしたちの武蔵野市」と同じく市内の小学校の教員を作成委員としてお願いして参加いただき、作成したという経緯がございます。

以上です。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 今回の課長のお話で、各学校の校長からの要請というのが非常に大きいかなと思うんです。これを作ったのは相当昔のことでしょう。どこの自治体でも、私たちの何市とか何区とかというのが3年生の社会科の教材として作られていると思います。

どちらも、学校から授業で生かしたいので使いたいんだという申出を受けて、こういうふうな経緯を経て作っていったということだと思うんですが、この2冊以外に副教材としてこういうのがあるといいなとか、こういうのを作ってもらえないかというようなことが今まで出てきたことがあったのでしょうか。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 この2冊、特に「わたしたちの武蔵野市」につきましては、社会科で取り扱うところでありますので、学習指導要領の改訂ごとに内容についても見直してということとは求められておりますが、社会科や「武蔵野市のいま・むかし」以外のところで校長会また校長先生方から要望があるということは今までございませんでした。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 よく分かりました。

改訂は必要ですね。古い写真を使って学ぶというのは、子どもたちにとってあり得ないので、そういったものをどんどん刷新していくことは大事なことだと思っています。副読本の今の武蔵野市の現状については理解しました。ありがとうございます。

○竹内教育長 ほか、いかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 今回の話の内容を聞いていて、私自身も改めてそういう位置づけでこの副読本が成り立っているんだ、進んでいるんだなということが分かってまいりました。また、その中でもこの各学校の主体性が大切であることとか、副教材を作るその流れ、各校からの要望などによるという説明があったところで、どういうときに教育委員会が前面に出て作成しなければいけないのかが分かってきた感じです。

私は、しかし一方では、そういうことではない限り、各学校単位の創意工夫というものをもとても大切にしていきたいと感じたところです。

以上です。

○竹内教育長 ほか、いかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 副教材等を使いながら様々な学校教育が行われているわけですが、もう一方で、このたびの新学習指導要領の変更等々多くあって、英語の教育だとか、それからプログラミング教育とかいろいろな教育を新たにやらなければならなくなった部分があって、教員の方々のオーバーロードと言うんですか、大変負荷がかかっている状況ではあると思うのですけれども、その辺の状況について何かありましたら教えていただきたいと思います。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 委員ご指摘のとおりだと認識しております。そのために現行の学習指導要領では、カリキュラム・マネジメントということが各校において展開されることが重視されています。主権者教育だけではなく、今回の先ほど言った現代の諸課題に関してなど教育ということで〇〇教育と言われるものが多くありますけれども、これもカリキュラム・マネジメントの中で教科等横断的に取り扱っていくことということも示されておりまして、また主権者教育においては、本市において先ほどご説明させていただいたとおり、武蔵野市民科というのは、まさにこの主権者教育を実施していく上でカリキュラム・マネジメントの核になるものだと認識しております。そしてこの武蔵野市民科で育む資質・能力である自立、協働、社会参画が主権者教育で求められる資質・能力の中でも重要なものだと考えております。

○竹内教育長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 今お話を伺って、武蔵野市民科も〇〇教育の中の一つとして新たに設定された科目ではあるわけですが、そういう中で特徴的な取組としての主権者教育も行われながら、その中身を良くしていくということもあるので、そういうところへ反映していくという形では実行可能であると考えますが、その辺いかがでしょうか。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 先ほどお話ししたとおり、武蔵野市民科につきましては、子どもたちが自分たちで問題を発見していくというところですので、子どもたちが自分たちの課題として捉えていることをしっかり追究していく。それを調査し分析して発信していくということ、このサイクルを大事にしているものでございます。ですので、委員ご指摘のとおり、この市民科の中で子どもたちが見つけてきたこと、そこについてをしっかりと子どもたちが情報収集しながら解決していくというこういうことを主権者教育、市民科の中でも大事にしていきたいと考えております。

○竹内教育長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 そういう中で、市や国に対していろいろな意見を言えるんだとか、そういう話はできるわけですね。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 これまでの市民科の実践の取組でも、自分たちが調べてきたり、考えてきたことを誰かに発信したいというのは、子どもたちが学習の過程で、見通しをもって計画を立てる中で最後にどこにアウトプットしていきたいかというところでは、市長に提言したいであるとか、誰かに伝えたいとか、地域の方に伝えたいとか、しっかり自分たちが誰に発信していきたいのかということを見通しをもって学習計画を立てていくものだと思います。それはもう子どもたち自身から発信する相手ということも選択していくということがこの学習の中では大事だと思っております。

○竹内教育長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 ある中学校では、市長に対して直接意見を言うようなそういう催しもありましたよね。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 この武蔵野市民科を生かして、第五中学校においては、3年生が市の課題を追究していく中で見つけて、またそこを今SDGsとも絡めながら、市への新たな施策の提言ということで、市長への提言を毎年ポスターセッションという形で行っております。また、そのほか小学校においても、武蔵野市について自分の身近な課題をいろいろと調べていく中で、生活していく中での課題を見つけて、それをよりよくしていくためにはどうしたらいいんだろうということを聞き取り調査であるとか調べたりして発信していくということ、これがよく行われています。武蔵野市民科の導入初期から、どんどん計画を練り直していく中で、子どもたちが身近なものに課題をもつことから学習が展開されていきますので、今後もその辺は期待できるものと認識しております。

○渡邊委員 どうもありがとうございました。

○竹内教育長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、この請願の取扱いについてご意見をお願いできればと思います。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 今まで私以外の教育委員の2人のお話も聞いていた中で、私のほうで取りまとめをしたいと思えます。

まず、教育課程の編成、教材の選択というのは、学校の主体性を可能な限り教育委員会は尊重していくということ、これが大事だろうなということを思いました。今回請願のあった請願権というものも含めて、各学校がどう扱っていくかということを考えてやっていく必要があるなということを思いました。

副教材ということについては、各学校の責任者である校長から、ぜひ全校で使いたいので教育委員会で作ってもらえないだろうかというような話があった場合は、検討していく必要があると思いました。教育委員会こういう副教材を作ったから使ってくださいねというような持っていき方というのは違うんじゃないかなと思いました。

もう一つは、住民投票条例の案が一度否決されたけれども、今後の方向性についてはまだ不明確であるというようなことも懸念材料であると思っています。

私が一番期待しているのは、2020年より取り組み始めた武蔵野市の特色のある教育である、武蔵野市民科です。ここで自立、協働、社会参画という資質・能力、これはまさに主権者教育の中で育んでいく重要な資質・能力です。武蔵野市民科を各学校で創意工夫してどんどんブラッシュアップして、そして子どもたちが学びを深めていく中で、主権者たる力を高めていくということが図れると思いました。

まだほかにもあるんですけども、今言ったような理由によって、本市の特徴を生かしながらより良い主権者教育を実施できるのではないかと考えて、今回いただいた請願ですけれども、不採択とすべきかなと私は考えました。いかがでしょうか。

○竹内教育長 ありがとうございます。

今、清水委員がやり取りをまとめていただきましたけれども、教育委員の皆様、いかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 先ほどご意見をいただいていますので、この考え方は教育の中に生かしていくということが大切だと思うんです。ですからその辺を考慮しながら、今後の教育に向けて、より良くしていくという方向で今後検討していけるといいと感じました。

○竹内教育長 ありがとうございます。

この議論の機会を通じて、学校の中での主権者教育について確認したり、あるいは充実に図っていく方向も確認できたかなと思います。

議会でも投票率の向上についてのご質問いただくことがあるんです。そのときにたしか答弁申し上げたと思うんですけども、例えば中学校の生徒会活動などがそうですね。

れども、いろんなことに児童・生徒が参加をして、そしてその参加した結果、いろいろな物事が変わっていくとか、そういった決定に関わるとか、そういうことって大事だと思っていて、生徒会活動だけじゃなくてこれはいろいろ授業の中でも、学校の教育活動の中でもあると思うんです。そういった経験を蓄積していくことが主権者としての参加をしていこうということにつながるのかなと思っています。

請願の取扱いについて戻りますけれども、採択に入りたいと思います。採決に入りたいと思います。

請受第1号 住民投票条例案を巡る議論にかかる副教材の作成と社会科公民的分野などの授業における活用について、主権者教育の重要性など請願の趣旨には理解できる、そういう部分もありますけれども、教育課程の編成や教材の選定については、委員からお話があったとおり、学校現場の意向であるとか創意工夫を尊重すべきであるということ、そして武蔵野市の特徴を生かしながらこれまでの取組を深めていくことで主権者教育の今後の充実を図っていく、そういうことができるだろうということから、この件については不採択とするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本件は不採択といたします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 今回いただいた請願ですけれども、そのことについて、我々考えて話し合うことができたということは大変ありがたかったなと思っています。

これは指導課へのお願いです。先ほど指導課長もお話しされたことを私が確認をする意味で少しお話ししますけれども、これから武蔵野市民科が各学校の創意工夫で内容が広がり、深みを帯びていこうなと思っています。各学校が特色を持って武蔵野市民科に取り組んでいくわけですけれども、その中で今新しい学習指導要領でも盛んに言われているように、主体的で対話的で深い学びをやらないと駄目なんですね。つまり児童・生徒が、例えばこの主権者教育であれば、聞くだけではなくて、一人一人が自分で考える。自分は今こう思っている。将来はこういう行動をしたい。今、例えば18歳、19歳の投票率なんかであれば、このことについては自分こういうふうに思っているとか、そういったことを自分の言葉で発信し、それを学習者が学び合うような授業、そういったことを積み重ねていながら、武蔵野市民の主権者としての意識を高めていくという教育をぜひ進めていただきたいと思います。是非よろしくお願いします。

○竹内教育長 ありがとうございます。

◎報告事項

○竹内教育長 そして、本日は議案及び協議事項はございませんので、報告事項に入りたいと思います。

報告事項（１）武蔵野市立小学校教育管理職の人事についてです。

本件については、東京都教育庁から特定の学校に管理職の配置が発令されたものですので、専決処分ではなく報告事項としてご報告いたします。

説明をお願いします。指導課長。

○村松指導課長 武蔵野市立小学校教育管理職の人事についてご報告いたします。

武蔵野市立大野田小学校におきましては、令和４年度の学級数が通常の学級25学級、特別支援学級の固定級が４学級の計29学級となりました。令和４年度は、東京都公立小学校教職員定数配当方針では、29学級以上の小学校の副校長の定数は２名であるため、後補充として中央区立豊海小学校、槌野由希子主幹教諭が昇任し、５月１日付で武蔵野市立大野田小学校副校長として任命されました。

報告は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（２）武蔵野市社会教育委員の委嘱の専決処分についてです。

この報告事項につきましては、武蔵野市社会教育委員の任期満了に伴うものでございますが、教育委員会にお諮りするいとまがありませんでしたので、教育長による専決処分とさせていただいたものでございます。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 報告事項（２）武蔵野市社会教育委員の委嘱に係る専決処分についてご報告いたします。

４月の定例会以降に市立小・中校長会から選出があり、前回に引き続き本宿小学校の安部校長を、新たに六中の鈴木校長を社会教育委員として任命いたしましたのでご報告いたします。今期も12名の体制で社会教育委員をお願いしたいと思っております。

報告は以上でございます。

○竹内教育長 この報告事項につきましては、専決処分の報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば、特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 すみません。質問なんですけれども、一番長い人が3期ということで、これは何期までできるという決まりはありましたか。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 内規で3期までとなっております。

○清水委員 そうですか。分かりました。

○竹内教育長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（3）武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱の一部改正についてです。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 報告事項（3）武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。

このたび第二期武蔵野市スポーツ推進計画で、スポーツを振興する段階から市民の自発的、主体的な活動に対して支援を行うという意味合いの「推進」へ変更したことに伴い、本要綱も変更いたします。変更箇所は、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（4）武蔵野市スポーツ推進委員選考に関する要綱の一部改正についてです。

説明をお願いします。スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 報告事項の（4）でございます。武蔵野市スポーツ推進委員選考に関する要綱の一部を改正するものでございます。

こちらは、この4月1日から教育委員会生涯学習スポーツ課にスポーツ推進担当課長が配属されましたので、それに伴う名称の変更でございます。字句の改正が主なもので

ございます。

以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（５）武蔵野市立武蔵野総合体育館における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部改正についてです。

説明をお願いします。スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 報告事項の（５）でございます。武蔵野市立武蔵野総合体育館における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部改正でございます。

こちら、「武蔵野総合体育館」を「体育施設」という字句に改めてございます。また、先ほど報告事項の（４）で説明したとおり、新たに生涯学習スポーツ課にスポーツ推進担当課長が配属になりましたので、その名称の変更でございます。

以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 今回この要綱を改正することによって、「総合体育館における防犯カメラ」から「体育施設における防犯カメラ」に変わりますけれども、総合体育館のほかにも市内には体育施設が幾つかあるのでしょうか。例えば、中学校に設置されている武道場であったりとか、コミセンにある、そういう大型館にある体育館にもこれが及んでくるといふ解釈で合っているのか、それともそこには及ばない内容なのか、その辺について説明をお願いいたします。

○竹内教育長 スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 委員ご指摘の部分なんですけれども、そちらは及ばないものでございます。

○竹内教育長 よろしいですか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 学校施設に関わるものということだと、一般市民に貸出しをしている学校施設の中にある武道場であったり、体育館の部分については及ぶということよろしいですか。

○竹内教育長 スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 体育施設条例にございますものだけに関わってくるものです。学校施設ではなくて陸上競技場、軟式野球場、庭球場、プール、緑町のスポーツ広場、こちらに係る部分のみかかってくる要綱でございます。

以上でございます。

○竹内教育長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 具体的にありがとうございます。分かってまいりました。ありがとうございます。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（6）令和3年度学習者用コンピュータ活用事業のまとめについてです。

説明をお願いします。指導課長。

○村松指導課長 では、令和3年度学習者用コンピュータ活用事業のまとめについて報告いたします。

資料をご覧ください。

初めに、学習者用コンピュータ活用に当たっては、本教育委員会において基本的な考え方を定め、学習者用コンピュータの導入を行いました。基本的な考え方では、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するために必要な知見を蓄積し、教職員の習熟を図るため、児童・生徒がタブレット端末を使用できる環境を整備した試行を令和3年度から3年間行うこととしています。試行を実施した上で、本市としての学習者用コンピュータの活用の指針を定めることから、昨年度の導入から試行1年間のまとめを作成し、試行2年目の課題を整理いたしました。

それでは、内容の概要について説明いたします。

ステップラー止めにあります活用事業のまとめ本体にも触れながらご説明をさせていただきます。

まず、おめくりいただきまして1ページから3ページにつきましては、先ほどお話しいたしました武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方について、まず示しております。

おめくりいただきまして、4ページ、5ページについては、学習者用コンピュータ端

末の配付の概要、また使用できるサービス等を説明しております。

さらに6ページからは、導入に当たっての令和2年度末から3年度にかけての研修の概要、また検討委員会において導入時に必要な約束を定めましたので、その約束について、そして家庭への持ち帰りということもございますので、9ページからは保護者への周知について、本教育委員会で取り組んできたことをまとめてございます。

そして11ページには、活用促進のための体制づくりとして、教育委員会としての体制、また学校を支援するための体制等、また検討委員会やICT活用推進リーダー連絡会等についての説明を加えてございます。

12ページ以降につきましては、武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会における協議の概要と、14ページ以降については、その中で課題となるものとして議論をしたもの、そして方針として定めてきたものについてを入れております。

14ページには、新たなサービス等の導入についての考え方、15ページには、発達段階にあわせた学習者用コンピュータの活用計画、そして16ページには、デジタル・シティズンシップ教育の考え方を示しております。

17ページには、新型コロナウイルス感染症対応に伴う学習者用コンピュータの活用についての基本的な考え方と本市におけるオンライン学習、オンライン授業の言葉の定義を改めて示しております。

19ページ以降は、昨年度、検討委員会の委員の先生をはじめ、各校の先生方の挑戦された実践を「指導主事→各学校」というクラスルームに投稿いただいた事例をまとめました。代表的な事例は黒丸で示し、内容を22ページ以降に示しています。また、21ページには、授業以外での活用事例ということで、Googleフォームを活用した児童・生徒の欠席連絡やGoogle Meetを活用した全校朝会やオンライン朝の会の実施や学級閉鎖時での活用、また授業だけでなく委員会活動や係活動での取組、また先生方の会議等での活用した場面ということも紹介しております。

最後、29ページでございますけれども、次年度、今年度にはなりませんけれども、に向けた課題をまとめました。7点挙げておりますけれども、この課題をまとめて今年度取り組んでいくというところでございます。

1枚目の資料に戻りまして、試行2年目となります令和4年度の実施予定でございますが、今説明いたしました7点のこの課題を中心に、学習者用コンピュータ活用検討委員会において研究協議を行い、策定する指針の内容について整理いたします。

また、各校においては、引き続き学習者用コンピュータを活用した授業実践を積み重ね、適切かつ効果的な活用方法を追求してまいります。

報告は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 昨年度の活動をうまくまとめていただいております。どうもありがとうございました。

ここに書いてあるのは、最後の事例を見ても、いいことがあったという概要が中心となっています。でも、進める上でこういう問題があったとかその辺も多分出てきていると思うのです。これはこの報告書の中に入れなくていいので、今後の活用をうまく進めるための問題点を、課題の中に入れていただけるといいなと感じました。全部がいい点ではないし、それからこういう活用をすることによって、子どもたちの様子というのはあるけれども、深い学びとしての効果がよく出ているとか、そういうことを今後だんだん評価して、それでいいものはどんどん広めていくということを積極的に進めるのが2年目、3年目の役割かなと感じますので、その辺検討していただくといいと思いました。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 ありがとうございます。今委員ご指摘のとおり、深い学びとしての効果については、今回のこの適切かつ効果的な活用方法を追究していくところがありますので、そこについては、この先生方から寄せられた実践を基に分類をしていきながら、さらに効果的な活用方法ということをしっかり研究して、指針に向けてまとめていくということが今回の課題だと思っております。

そういう意味で、29ページにございましたパイプのところですがけれども、授業実践の蓄積をさらに。また、デジタル・シティズンシップ教育についても、基本的な考え方は定めましたがけれども、具体的にどうなのか。様々課題が出ていますので、それに対応する、またそこをしっかりと子どもたちに活用に向けてデジタル・シティズンシップを養っていくための指導の具体ということも課題として挙がっておりますし、持ち帰りによる活用や、家庭の役割ということで様々な声寄せられていますけれども、ここについても課題として捉えておりますので、そういうところも今年度さらに追究してまいりたいと考えております。

○竹内教育長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 たまたま昨日、今日、私が委員長を務めている物流改善事例大会という大会がありました。改善した活動の情報がほかの部署やほかの工場で知らないということが結構多いのですが、うまく連携を取って、情報共有をして、うちでもそういうやり方をしてより良くしていく。スパイラルアップというのですか。そういうやり方の発表があって、なかなかうまくやっているなど感じたのです。ですから、今回は事例が蓄積はされたのだけでも、このやり方を別の学校で実践してみる先生が出てきて、それで実践したらこうでした。自分はまたこれに新しいこういうやり方を考えて、加えて、さらに良くしました。どのようにフィードバックしていく。そういうお互いの同じ科目の中での連携をすると、よりスパイラルアップが進んでいくと感じたので、その辺もまた工夫していただけるといいと思いました。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 ありがとうございます。先ほど触れましたけれども、今回、ICT活用推進リーダーを学校では設けていただきまして、その先生方が旗振り役となって今推進を図っていただいています。それぞれ各校の課題等も出てきておりますので、ほかの学校のリーダーがこういう方法がありますよということを、オンラインの連絡会の場で情報交換を行っています。また、教材については、この連絡会のクラスルームもありますし、この「指導主事→各学校」というクラスルームもありますので、その中のデータを共有しながら活用しています。

さらに、実践事例の25ページでございますけれども、これは中学校3年生の理科の実践でございますが、これはもともとほかの先生が実践されたものをさらにブラッシュアップして実践されたものを今回掲載しています。このスプレッドシートにまとめていくということをさらに分かりやすく、見やすくまとめていく。そうすることで、児童・生徒の様子に書かれているような成果があるということと、また、これをほかの先生方にも共有したいということで、今回ここにこの資料のURLをさらに掲載して、広く先生方に使っていただく、こういうような形で実践事例をまとめていっているところもあるので、少しずつですけれどもブラッシュアップをしていきたいと思っております。

○渡邊委員 いい方向に進んでいると感じますので、よろしく願います。

先ほどスプレッドシートの活用の話が出ていました。スプレッドシートは無料で手に入るし、割と使いやすい道具だからこういうのをうまく使いながら、情報を取ったりやり取りするといいと思います。どうもありがとうございました。

○竹内教育長 ほか、いかがでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 今のお話を聞いていて、効果的な活用というのがもうこれからのキーワードになるなと思ったんです。というのは、学習者用コンピュータが導入される前から、各教室には短焦点のプロジェクターとかいろいろあって、とにかく使おうよということでスタートしたんです。使うということがどんどん浸透して行って、そのうちこれはすごく効果的に使っているなど。この機材がなかったらこういう授業展開ってできないなという感心するような授業もあれば、これ別に使わなくたって、普通の黒板と子どもたちとのやり取りでできるんだけど、これを使うことによって何がプラスになるのかなというのも中には出てきていると。

学校公開で授業を見に行くと、効果的な活用をなされている授業って結構増えてきているなど。よくこれを使っているな。そのことによって子どもたちの学びが深まっているなというのを感じることもあるんです。だから効果的な活用というのをぜひこれから念頭に置いて進めていただきたいなと思いました。

この資料を拝見してお伺いしたいなと思ったのが、9ページなんですけれども、保護者への周知ということで書かれているわけです。武蔵野市の小・中学校の保護者が学習者用コンピュータについて、こういったことで保護者が理解して取り組んでいくようなことというのがあり、子どもが家で学習者用コンピュータを触っているのを見て、いろいろな感想とか思いを持っているんじゃないかなと思うんです。そんな中でも、例えば教育委員会じゃなくても学校に例えば相談であるとか、あるいは質問であるとか報告であるとか、そういったものがもしかしたら上がっているのかなと。これはみんなで共通理解して課題として取り組んでいく必要があるなというような保護者からの意見とかというのはあったのかどうか。これは顕著だなというようなものがもしあれば、紹介していただきたいなと思いました。それが一つです。

それからもう一つ、15ページに発達段階にあわせた学習者用コンピュータの活用計画というのがあるんですが、これってとても大事だなと思うんです。各学校がそれぞれ意識的にこれは取り組んでいると思うんですけれども、これがこの冊子に出ているのがいわゆる武蔵野市のスタンダードとして、各学校がここまでの到達目標でスキルを身につけさせていきましょうとか、そういった形でこれが提示されたのかなと思っているんですけれども、こういう形で同じ目標に向かって各学校がやるというそういったことをぜひ

ひ大事にしていってほしいなと思いました。

最後のページの次年度に向けての課題の中にも指導計画の作成というのがありますけれども、2つないし3つの小学校から1つの中学校に行ったときに、子どもたちがみんな同じようにここまでは身につけているよというのが望ましい姿であろうと思いますので、お願いします。

それから、授業実践の蓄積が少しずつ少しずつ出てきていいなと思っております。活用しやすさが非常に大事だと思うので、その辺を意識して取り組んでいただきたいなと思います。

以上です。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 2点ご指摘いただいたところの1点目でございますけれども、家庭からということですが、これが全数なのか少数なのかということがまだ分析し切れていないところあるんですが、過去、検討委員会やICT活用推進リーダー連絡会の中でも、少数だけれどもというようなことで、やはり保護者から家庭での使い方について挙がっていました。使用時間のことであるとか、夜遅くまで視聴しているとか利用しているということです。また、結構夜遅い時間に係り活動のクラスルームに投稿しているということがあって、それは時間も表示されるので、それを逆に学級のほうで、この時間にやるってどうなんだろう、ということを経験から投げかけて子どもたちに考えさせたということもありました。タブレット使用の約束の中では、家庭の中で使う時間のルールを話し合ってくださいということでお願いしているんですけれども、そのところが十分に徹底できないとかそういうようなお悩みとかご相談が学校のほうに寄せられているということは伺っております。そういうことも含めて、改めて家庭の役割ということもしっかりとこの試行の中で明らかにしていきたいと思っております。

○竹内教育長 ほか、いかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 今活用事例のまとめは、何度も何度も読み返させてもらいましたので、思ったことや質問を幾つかしていきたいなと思います。

2ページにあります試行事業の3年について、既にこの1年目が終わったところですが、2ページの一番下の中黒の最後の行にある、「試行期間中に使用するタブレット端末は市で調達し、貸与するものとする」というこの一文に対して、このまとめを

手にした保護者の方の中には、試行期間が終わったらこの貸与ってどうなるのかという不安や疑問が出てくるのではなかろうかというところで、これをこの後決めるという方向性であるならば、施行期間が終わった後は、市で調達し貸与することが継続されるのか、それとも違う方向に進めていかなければいけないのかが、できるだけ早い段階で示されるととても安心につながると思いました。

次が3ページです。学校の役割、積極的に活用した実践を行い、効果的な活用方法という中で、私も定例会での発言や学校に行ってみて感じたことは、何でもかんでも学習者用コンピュータを使えばいいというものでもないなということです。多分最初は、やみくもとという言葉が適切か分かりませんが、とにかく使ってみようというところもきっとあったのかなと。そういう意味では、先ほど渡邊委員からもお話がありましたけれども、やってみたら、かえってこれは時間ばかりかかっちゃって、手で書いたほうがいいよねとかというものも、このまとめの中に載ってくると、失敗談やいろんな苦労したそういう部分まで踏み込まれた内容ができると、今年度、来年度からこの武蔵野市に配属された先生も、そして誰もが分かりやすいし、トライアンドエラーをしてという部分も分かってくるのかと思いました。

4ページですけれども、現在、通常の学級にはC h r o m e b o o k、特別支援学級にはi P a dということで2系統で進めていらっしゃるけれども、これは今後一本化する方向なのか、それともそれぞれの道で進んでいくのか。C h r o m e b o o kは通常の学級に今8,000台、そしてi P a dのほうは特別支援学級などで300台ということでもありますけれども、これについての見通しや考え方が何かあるのでしょうか。

今度は18ページ、先ほど清水委員からもお話ありましたけれども、この言葉の定義について、実は前回か前々回の総合教育会議の中でもいろいろな言葉が飛び交ってしまっただけということがあります。こうやって整理されると、今何について話しているのか、同じ言葉として話せるので、これもいい結果なのかなと感じたところです。

そして21ページ、ふだんの授業以外での活用事例というものが、これはとても保護者にとってもありがたい部分も多いと思います。一昔前ですと、子どもが風邪で休むときは、家の前を通った子どもに連絡欠席カードを渡して先生に持っていくようにと伝書鳩のような状態でやっていたものから、それが電話連絡に変わって、電話連絡も時間を定めたその時間帯しか応答できないという中で、今回こうやって欠席の連絡までも使えるというのは、ある意味私は、私の考えよりもよく使われていて、そういう使い方もでき

るんだなと感じたところです。

25ページの先ほどから題材に挙がっています児童・生徒の様子の中で、とてもいいなと思ったのは、班によっては、1：2：1の割合からかけ離れた実験結果になった班もあったということが書かれていました。これがまさにいいことばかり書いているのではなくて、こういういろんな結果が出た中で、そして、でも、その収束の仕方がリアルタイムに体験することができて、理解が深まったというようなこともまとめとしてもいいですし、そういう意味では、この活用授業のまとめという部分でも、ぜひそういった部分まで踏み込んでいただけるとありがたいなと思いました。

最後、29ページですけれども、次年度、今年度に向けての課題の中で気になりましたのは、中黒下から4つ目です。持ち帰りによる家庭学習での活用方法と家庭の役割ということで、もしかすると先ほどこれは指導課長から話のあった使用時間の話に及ぶ部分なのか、そのほかにもいろんな課題が出てきたらと思うんですけれども、私が気になりましたのは、この29ページで言っている家庭の役割という言葉と、このまとめの3ページになりますと、ここでは保護者の役割というふうになっているんです。家庭と保護者の違いとなると、もしかすると兄弟姉妹にも及ぶこと、家族環境を含めたその家庭での役割というふうにあえて表現している部分なのか、何かその課題というのは、時間の枠以外にも何かあったのかなと気なったところです。もっと言うと私が感じたのは、宿題をやり忘れたときに、夜寝る前に思い出して、紙のプリントの宿題でしたら寝る前にぱっとやっても、いつやったか分からなかったんですけども、この学習者用コンピュータになることによって、先生方はその辺の生活リズムまで知ることができる、できてしまうというところです。夏休みの生活みたいなものを書きますと、毎日ちゃんと起きた時間と一言コメント書いて書く子もいれば、これはまとめて最後に書いたかというふうにも取りかねない内容も実際あったりする中で、学習者用コンピュータを活用することで見えてくる部分もあったなというふうに感じたところです。

以上です。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 最後のところについては、私のほうでも考えつかなかったご示唆をいただいたなと思っております。家庭学習での活用方法、これを宿題と取るのか、それとも今回ドリル的なeライブラリというものを入れていますので、それをどう活用したら自主的、自発的に各学習を進めていくのかとか、そういうところも含めて検討していくべ

きところなのかなと思っているところでございます。

すみません。保護者の役割と家庭の役割というところで、こここのところの言葉の整理をしっかりとしていなかった部分もあるんですけれども、ただ、先ほど触れはなかったんですけれども、視聴時間だけではなく、お兄さんやお姉さんで高校生、大学生の方が設定を変更してしまったというようなことも漏れ聞こえてくる場所もございます。そういうところも含めて、学習者用コンピュータについては学習に使うものだということもこの約束ということをしっかり共有していくということが大事だと考えております。

試行は3年間でございますけれども、今回の学習者用コンピュータにつきまして、これについては基本コンピュータを5年間の契約の中で行っていきますので、今後その更新に当たってはどのようなふうを考えていくのかということも含めて考えていきたいと思っております。特別支援学級のiPadにつきましては、Chromebookは、アプリを導入するというのではなくクラウドサービスを利用するという形なんですけれども、特別支援学級に通うお子さん、児童・生徒については、その子その子に応じたアプリケーションをダウンロードしてそれを活用していくというところがあるので、iPadを使っているという経緯がございます。ここについてもどうしていくのか、それぞれの子どもたち一人一人に応じてどういう端末が必要なのかということも、今後も検討していく内容だと認識しております。

○竹内教育長 私からも1点。

3年間の試行ですから、成果と課題を明らかにして、それをPDCAのスパイラルにして取り組んでいくというのは大事だと思います。そういった意味で、成果についてご紹介したいんですけれども、学校に見に行き、何回も聞くのが通信基盤なんです。2ページのところの一番下のポツで、考え方としては、試行により整備する通信環境は、1人1台の使用と同時双方向型の利用が円滑に行えるような水準とするというこういう基準を出していますけれども、各学校に行き、前のようにフリーズしてしまうとかそういうことは全然ないと何回も聞くんです。都内の中学校長会の学習者用コンピュータの要望の第一番が通信環境なんです。それを考えると、武蔵野は本当は特出していいんじゃないかなと。ちょっと記述がないので、そこはあえてご紹介したいなと思っておりました。

それから、7ページのところで触れているけれども、タブレット型パソコン使用についての「ルール」を「約束」というふうに捉えて、みんなで決めてきたことだから、自分たちで決めたことだから守ろうねという機運が出てくるという意味では、この約束と

いうふうにしたというのはいいことかなと。ある中学校は、使い方について生徒会で話し合っただけで決めたということもありますから、先ほどの請願の話じゃないですけども、自分たちで決めるということは大事かなと思いました。そういうような実践もあったんだということが確認できました。一方で課題もあると思いますので、それは先ほど来お話があった中で、具体的にこれからまた試行の中で取り組んでいってほしいなと思います。

渡邊委員、どうぞ。

○**渡邊委員** 気をつけなければならないと思ったことがありまして、先ほど深夜に入力して、という話がありましたが、それは確かに情報として分かってしまうのですよね。だけどころだよという言い方はしないようにすることが大切なんです。もし下手すると、その子がタブレットを使ってくれなくなってしまう。嫌がってしまうとか、そういう状況が起きる可能性もあるので、デジタルの社会ですのでいろいろな情報が取れてしまうけれども、それをきちんと保護していくとか、直接それこうだろうという返答みたいなそういう形は避けて、みんなでこういうことをやっていきましょうという言い方に直して、それで指導していくことが大切なのです。会社等でデジタルの情報システムを入れるといろいろな情報が分かってしまう、例えばメールのやり取りとかそういうのもみんな分かってしまうのです。そうすると、使ってもらえなくなってしまうということもあって、デジタル・シティズンシップでもないのですけれども、その辺の問題があると感じました。個人の攻撃とか指導に直接使うのではなくて、みんなで考えていくというそういう題材として使っていけるといいと思います。よろしくお願いします。

○**竹内教育長** ほか、よろしいでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○**清水委員** さっき2つお話ししたうちの2つ目の指導計画なんだけれども、これは全校共通の到達目標というふうな考え方でいいのでしょうか。

○**竹内教育長** 指導課長。

○**村松指導課長** これにつきましては、中学校のほうで、小学校でどこまでやってくるんだとか、あと試行1年でどこまで、次の学年に送っていくのどこまでというのが、試行1年目の中でも先生方が迷われたので、一定の水準ということで示したところがございます。これを到達目標にすると、これをやらせなきゃいけないという形になるので、ただ、学習の中でこういうことの機能が使えるようにするというのと、あとどこまで

いったらもう駄目ではなくて、これ以上のこと、先にもうできちゃうというか、子どもたちのほうがどんどん活用できてしまうので、最低限ここまではできるようにしておきましょうというもので、目標というよりも最低限の水準というような認識であります。言葉の使い方の違いになると思いますけれども、そういうような認識です。

以上です。

○竹内教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（7）令和4年度武蔵野市立学校児童・生徒数及び学級数（速報値）についてです。

説明をお願いします。教育支援課長。

○祐成教育支援課長 それでは、報告事項（7）令和4年度武蔵野市立学校児童・生徒数及び学級数（速報値）について報告をいたします。

まず、小学校、中学校全体の児童・生徒数ですが、8,461名となっております。これは昨年度の確定値が8,268名でしたので、193名の増加となっております。

小学校、中学校別々に見ますと、小学校は6,439名となっており、これは昨年度の6,296名に対して143名の増加ということになっております。中学校の生徒数については、今年度は2,022名、昨年度1,972名でしたので50名の増加となっております。

下のほうの表は、通級指導学級または特別支援教室に通う児童・生徒数でございます。この中で小学校の特別支援教室については、今年度314名となっており、昨年度の275名からの39名の増加になっております。また中学校の特別支援教室につきましては、今年度53名ですので、昨年度の45名から8名ほどの増加となっております。

説明については、以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

私から一つ。これは児童・生徒数の実際の速報値、実測値ですね。一方で、児童・生徒数については人口推計を取っていると思うんですけども、その乖離状況は分かるでしょうか。それが1点と、もう一つが、学級数に対応することになると思うんですけども、今、今年度は関前南小学校が増築ということになりましたけれども、そういう意味で、学校施設との関係で学級数が想定以上に増えてしまって、学校施設の運用について、あるいは増築などということが想定されるようなことが考えられるのかどうか、

その2点についてお願いします。

教育支援課長。

○**祐成教育支援課長** 私のほうからは、人口推計の数についてお答えいたします。

まず、平成30年の人口推計値におきましては、市立小学校、中学校合わせて8,322名の推計値となっており、これが現在であると、今回の速報値ですけれども8,369名ということで、47名多いような状況で、パーセントにすると0.6%上振れしているような形になっております。

小学校で見ますと、小学校は推計値が6,352名のところ、速報値は6,379名ということで、27人多いような状況で、パーセントにすると0.4%上振れている。中学生に関しては、中学生が推計値で1,970名のところ1,990名ということで、20名増えておりまして、1.0%多いというような状況でございます。

○**竹内教育長** 教育企画課長。

○**牛込教育企画課長** 学校施設についてお答えします。

全小学校、全中学校で見ると、推計と大きな差はないのですが、個々の学校について見ると、推計よりも多い、児童数が増えている学校もございます。関前南小学校については、既存の校舎では対応できないということで増築校舎を建てますが、そのほかの学校について、推計より多い学校については、直近の人口数も見ながら、既存の校舎の中での教室の改修などで対応できるというふうに今見込んでいて、実際今年度もそういった工事を行うところでございます。

○**竹内教育長** ありがとうございます。予想の範囲内ということだと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（8）社会教育委員の会議「協議報告書（令和2～3年度）」についてです。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○**長坂生涯学習スポーツ課長** 報告事項（8）武蔵野市社会教育委員の会議「協議報告書（令和2～3年度）」についてご報告いたします。

資料をお願いいたします。

2ページをお開きください。

議長から今期の振り返り、コロナ禍の学びについてなどをお書きいただいております。

5 ページですが、今期の社会教育委員の会議の振り返りを、15ページから19ページにつきましては、東京都市町村社会教育委員連絡協議会の活動について、20ページ以降は、視察等研修報告となっております。

お時間あるときにお目通しいただければと思います。

報告は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 報告書の12ページについてお伺いしたいことがありましたので、発言をさせていただきます。

能楽体験ワークショップについてですけれども、40万円という交付金額が申請して交付されたところ、ところが、いろんな様々な事情で参加した子どもさんが4名だった。とても寂しかったなど。いろんな事情があるかと思えますけれども、この40万円はどういうものについて申請されて、それが交付に至ったのか、その辺について少し分かってありがたいなと思いました。いかがでしょうか。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 詳細はちょっと今手元にないので、記憶の中でというところですが、例えば周知のためのチラシの印刷代ですとか、参加者の用具の貸出し、そういった費用ですとか、あとは講師謝礼といったところが主なものになります。あと会場の利用料金となっております。

○竹内教育長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 ありがとうございます。せっかくこうやって決まったものですので、コロナ禍とはいえ少しずつ行動制限も解かれつつある方向に進んでおりますので、ぜひこういった団体が、今後もいろんな事業が増えていって、盛り上がって行って、それぞれの知的な好奇心じゃないですけれども、進んでいけばいいのかなということも含めて、そういう願いも込めて今質問をさせていただきました。

以上です。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 今年度の補助金の申請の受付も終わりました、昨年と比べて今年度は13団体の応募があり、少しずつ増えている状況ですので、また引き続きこういった活動を支援していきたいと考えております。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（9）武蔵野ふるさと歴史館企画展「武蔵野の異界」についてです。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 チラシをお願いいたします。

「武蔵野の異界」というタイトルで、令和4年5月14日から7月14日まで実施いたします。

展示内容ですが、武蔵野の自然の中の異界、異界としての村、盛り場とハモニカ横丁、近くにあった異界というような内容となっております。どうぞご来館いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

この機会に質問しておきたいんですけども、ふるさと歴史館では、企画展を年間何回かやりますよね。その企画をつくる、練るということについては、歴史館ではそれぞれ専門領域を持つ学芸員がいるじゃないですか。これもいろいろな部分でクロスするかなど。民俗が中心なのかもしれないですけども、どのようにスタッフが協力して企画展をつくろうとしているのか、つくっているのか、もし分かれば教えていただけますか。

生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 学芸員がそれぞれ専門の分野について企画展を計画しておりまして、今のところコラボをするというようなことはないです。専門領域で各担当が企画を練っているというところがございます。

○竹内教育長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

◎その他

○竹内教育長 次に、その他ですが、その他として何かございますか。

○牛込教育企画課長 特にございません。

◎閉会の辞

○竹内教育長 それでは、これもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回の教育委員会定例会は、令和4年6月6日、月曜日、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午前11時39分閉会